

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成30年6月26日

世 田 谷 区

### 1. 事業概要

#### (1) 件名

世田谷区立学校昼間時警備業務委託（長期継続契約）

#### (2) 業務概要

##### ①履行場所

- ・世田谷区立小学校61校（附属幼稚園9園含む）
- ・世田谷区立中学校29校 通学経路

##### ②業務内容

- ・区立小学校及び幼稚園における校門付近立哨及び周辺巡回警備
- ・区立中学校における通学経路警備

#### (3) 履行期間

平成30年11月1日から平成33年10月31日まで

※契約期間は平成30年9月中旬からとし、平成30年9月中旬から10月までは履行の準備期間（事前研修等）とする。

※本契約締結後に、本契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約を変更又は解除する場合がある。

### 2. 応募資格

次のすべての要件を満たす法人であること。

(1) 警備業法第4条に規定する都道府県公安委員会の認定を受け、かつ東京都内に本社または支店等を設置していること。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。

(3) 次の事項に該当しないこと。

①地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者

②同条第2項の規定により、世田谷区における一般競争入札等の参加を制限されている者

③ 世田谷区から現に指名停止を受けている者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続き開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続き開始申立てがなされていないこと。

- (5) 世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月28日 23世経理第709号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (6) 教育施設において、同様の警備業務を受託した実績があること。
- (7) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

### 3. 選定基準

- (1) 学校昼間時警備業務に対する基本的な考え方
- (2) 業務実施体制
- (3) 警備員についての基本的な考え方
- (4) 災害対策や安全対策、苦情対応等について
- (5) 個人情報管理について
- (6) 業務実績
- (7) 見積金額の妥当性
- (8) 経営状況

### 4. 応募方法等

- (1) プロポーザル実施公告について

- ①公告期間

平成30年6月26日（火）～7月10日（火）

- ②公告場所

世田谷区ホームページ（[くらしのガイド](#) → [区政情報](#) → [契約・入札情報](#)）

- (2) 募集要領の配付

- ①配付期間

平成30年6月26日（火）～7月10日（火）

- ②配付方法

世田谷区ホームページにて公開（[子ども・教育](#) → [お知らせ](#)）

区のホームページからダウンロード又は、下記「6. 担当部課」で配付（窓口配付については土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時）

- (3) 参加表明書の提出について

- ①提出書類

- (ア) 参加表明書（様式指定）

- (イ) 教育施設において、同様の警備業務を受託した実績があることが分かる書類（様式任意）

- (ウ) 警備業法第5条第2項の規定により交付された都道府県公安委員会の認定証の写し

- ②提出期間

平成30年6月26日（火）～7月10日（火） 午後5時まで

- ③提出場所

下記「6. 担当部課」窓口に書類持参のこと（郵送、ファックス等での提出は不可）

※参加表明書を提出した事業者について参加資格の確認を行い、招請通知を発送する。

## 5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (6) 本件に関して区から入手した資料や情報等（委託対象校に関する情報等を含む）は、区の許可なく公表又は転載、引用等を行ってはならない。
- (7) 企画提案に係る費用は、参加者の負担とする。
- (8) プロポーザル実施過程において、直接委託対象校へ連絡をしたり、委託対象校を訪問（校内に立ち入るなど）したり、職員や保護者等に話を聞くなどしてはならない。
- (9) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案内容に区は拘束されない。
- (10) 本案件は、世田谷区公契約条例に基づく労働報酬下限額の適用案件である。詳しくは「労働報酬下限額一覧」参照のこと。

## 6. 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号  
世田谷区教育委員会事務局教育政策部学校職員課 職員係  
(世田谷区役所第2庁舎3階35番窓口)  
電話 03-5432-2672 ファクシミリ 03-5432-3025  
メールアドレス SEA02058@mb.city.setagaya.tokyo.jp